

JANOG38

ゼロレーティングを支える技術と ローカルレギュレーション

2016/7/7 (木) 12:00～13:00

登壇者：石田慶樹
クロサカタツヤ
幡谷一哲

進行：岡田雅之

ゼロレーティング

- ・ **特定のアプリやサービスについては課金するトラフィックに算入しない（モバイル事業者が主導）**

転じて

特定のプレイヤが支援して新興国や開発途上国においてインターネット・アクセス（フル・アクセスではなく特定のアプリやサービスへのアクセスのみ）を無料で提供する場面でも言われるようになった

JANOG38

ゼロレーティングを支える技術と
ローカルレギュレーション

石田慶樹

ゼロレーティングを取り巻く賛否両論

先進国

自由な競争:

経済的利点からの選択の自由

自社のコンテンツ促進:

コンテンツ事業者

自社接続サービス促進:

無料コンテンツ・サービスで

ユーザ勧誘

新興国／開発途上国

インターネットを知るきっかけ:

経済的理由からアクセスしないと

知る機会もない

その他コンテンツ・サービスの利用

に広がる効果を期待

消費者保護:

ゼロレーティング対象以外の

アクセスへの高額の課金・容量制限

反対

公平な選択の阻害:

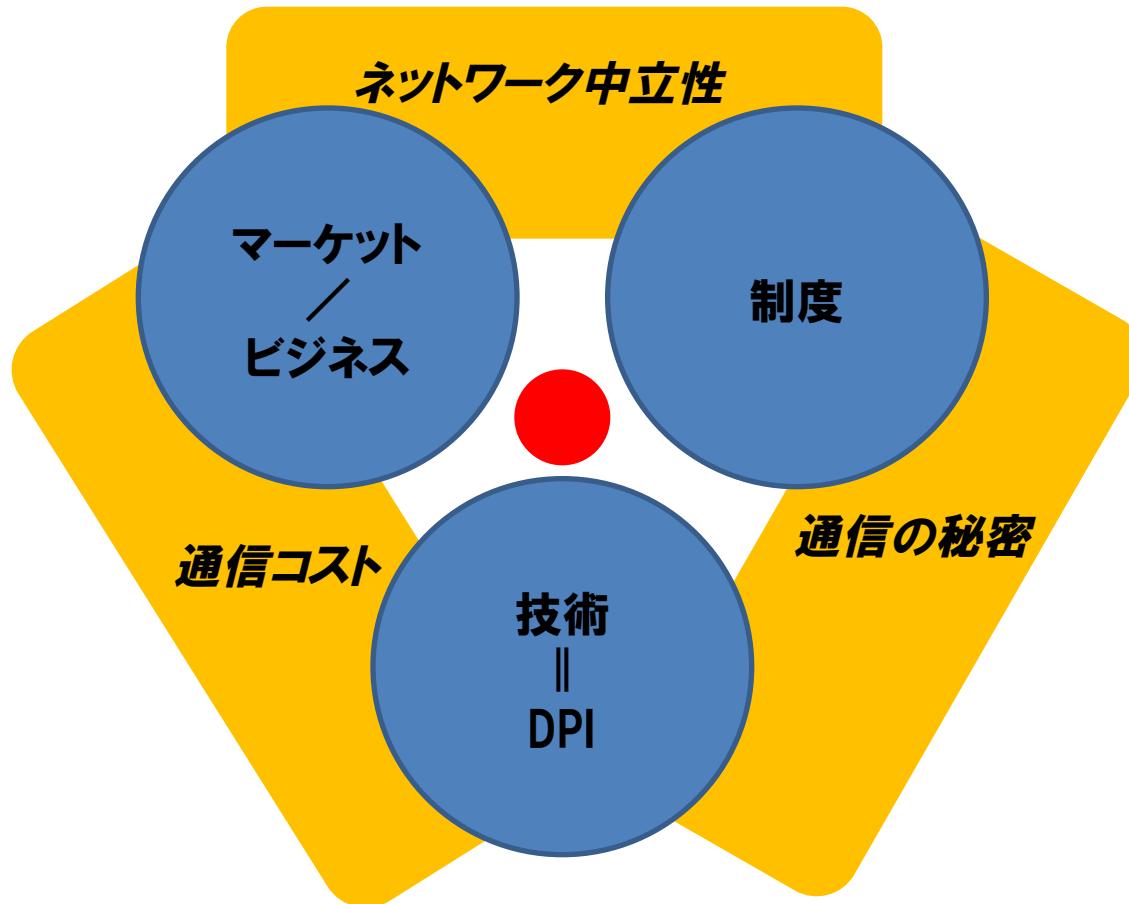
参照するコンテンツの偏り

Walled Garden:

限られたコンテンツを

インターネットと誤解する危険性

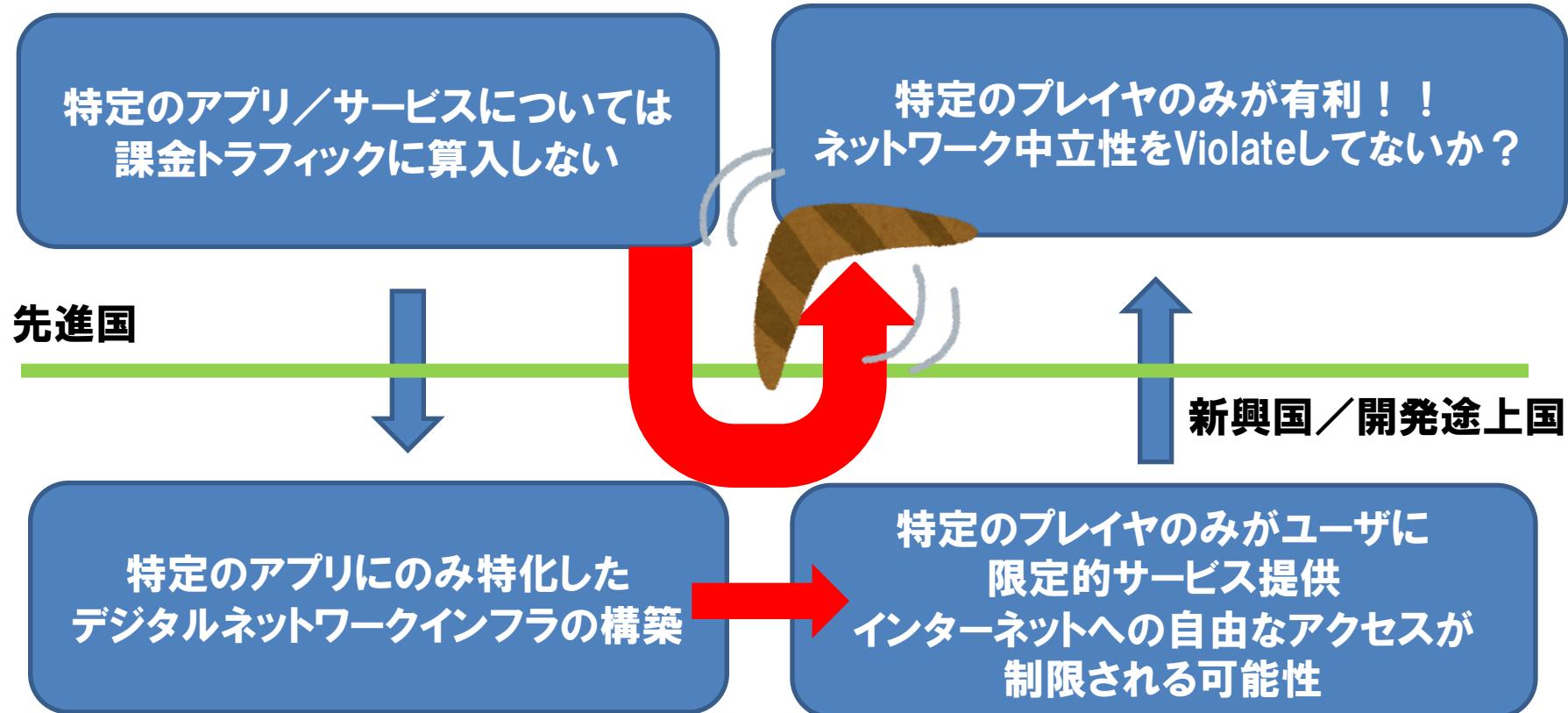
ゼロレーティングを取り巻くもの



ローカルレギュレーション

- 通信の公平性（ネットワーク中立性）
 - 電気通信事業法
第6条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 通信の秘密
 - 日本国憲法
第二十一条2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない
 - 電気通信事業法
第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。
2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならぬ。その職を退いた後においても、同様とする。

ゼロレーティングと ネットワーク中立性



「通信の秘密」

- ・「通信の秘密」には「ペイロード」のみならず「ヘッダ」および日時や回数や当事者情報等（構成情報）も含む。
- ・通信の秘密を侵しても良い場合
 - 通信当事者の「個別」かつ「明確」な同意
 - 違法性が阻却される一定の事由が認められる場合
 - 正当防衛
 - 緊急避難
 - 正当行為

「通信の秘密」(続)

- 通信当事者の「個別」かつ「明確」な同意
 - 同意に当たっての判断材料を提供するための運用について透明性が確保されることが必要
 - ア 配慮原則を踏まえて、運用基準等を策定し、試験・実験であっても、これを適用してサービスをすること。
 - イ 利用者から同意を取得する際に、その判断材料として、「取得の事実、対象情報を取得する事業者の氏名又は名称、取得される情報の項目、取得方法、第三者提供の事実、提供を受ける者の範囲、提供される情報の項目、利用目的、保存期間、利用者関与の手段について」については、利用者が容易に認識かつ理解できる形で利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置くこと。
 - ウ 利用者に対して、容易に利用可能なオプトアウトの機会を提供すること。

「通信の秘密」(続)

- 正当行為
 - 法令に基づく行為
 - 正当業務行為
 - ア. 通信事業者が課金・料金請求目的で顧客の通信履歴を利用する行為、
 - イ. ISP がルータで通信のヘッダ情報を用いて経路を制御する行為等の通信事業を維持・継続する上で必要な行為に加え、
 - ウ. ネットワークの安定的運用に必要な措置であって、目的の正当性や行為の必要性、手段の相当性から相当と認められる行為(大量通信に対する帯域制御等)

論点

- DPIを利用したゼロレーティングはローカル・リギュレーションを侵していないのか？
- そもそもDPIを利用したゼロレーティングは、
 - 〔コンテンツ事業者〕
 - 〔アイボール事業者〕
 - 〔エンドユーザ〕にとって神の福音か、悪魔の囁きか？

否定的立論

- DPIを利用したゼロレーティングは抗い難い魅力を持っている。
- しかしながら以下の観点から進めるべきではない
 - 通信の秘密
 - ・個別同意とした場合でも運用形態が不完全・不十分である
 - ・オペレータに通信が丸見えの状態となっている
 - ネットワーク中立性（通信の公平性）
 - ・有利なものがさらに有利になる
 - ・オペレータの恣意性が入る以上は公平ではない